

巻 頭 言

平素から海難審判行政に対するご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。

平成 20 年 10 月、それまでの海難原因の究明を目的とした海難審判法にかわり、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士、小型船舶操縦士、水先人に対する懲戒を行うため、審判の手續等を定め、もって海難の発生防止に寄与することを目的とする改正海難審判法が施行され、また国土交通省の特別の機関として海難審判所が置かれ、その任務は、海難を発生させた海技士等に対する行政処分を行うための調査と審判を行うことへと変わりましたが、以来 5 年余りを経て、新しい海難審判制度は、関係者の皆様のご協力により定着しつつあると考えています。

このように、法の目的は変わりましたが、新たな海難審判制度においても、旧制度下同様海難そのものの原因を明らかにしなければならないことは言うまでもなく、そのための十分な調査と厳正な審判が行われています。

また、裁決においては、調査・審判を経て明らかとなった海難発生に至るまでの事象と当事者が置かれた状況から海難の原因を特定し、場合によっては複数あるそれら原因の中から、関係者の行為やその理由などを明示して故意又は過失が認められた海技士等を懲戒しています。

このため、海難審判の裁決は、多種多様な個々の海難について、事件に関係した船や人に関する事実やその背景、事故発生の経過を詳細に表し、なぜ事故に至ったのか、人の行為のどこに問題があったのかなどを明らかにしており、当該事件の関係者のみならず、船舶の運航に関わる方々が、海上の現場で遭遇する様々な状況において想起すべき教訓が凝縮されています。

海難審判所では、こうした教訓を広く生かすべく、平成 24 年中に言渡しのあった裁決の中から、船舶の運航に関わる方々の参考になると思われる事例を紹介し、あわせて同年中の海難の発生状況、海難事故の調査、審判及び裁決の状況等審判業務の現状を統計的に整理し「平成 25 年版レポート 海難審判」として取りまとめました。

本書が海難防止の、また、海難審判所の現状と海難審判行政に対する皆様のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成 25 年 12 月 海難審判所長